

告示

埼玉県告示第四百九十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出があった。

令和六年四月三十日

埼玉県知事 大野 元裕

名称	所在地	廃止年月日
松本クリニック	三郷市早稲田二―二―一〇MMCビル 四F	令和六年二月二十 九日
志木耳鼻咽喉科医院	新座市東北一―一三―三	令和四年十二月二 十三日
波多野歯科医院	草加市高砂一―三一―一―三F	令和六年二月十三 日
あつみ薬局上尾店	上尾市川一―二九―八	令和六年二月二十 九日
みらい薬局 西所沢店	所沢市星の宮一―一七―九	令和六年二月二十 九日
スギ薬局 草加店	草加市草加三―四―三	令和六年二月二十 九日
イオン薬局 新座店	新座市東北二―三二―一―二	令和六年三月十一 日

あけぼの薬局 北本
北本市東間二―八四
令和六年二月二十九日